

デフレ下の賃金水準引上げ政策と 「標準／最低生計費」の算定

森 ます美

Measuring Standard/Minimum Cost of Living for Wage Increase Policy
in a Deflationary Economy

Masumi Mori

The wage increase is the inevitable issues to expanding domestic demand for Japan which is faced with the challenge of overcoming deflation. In this situation, since the 2000s, measuring standard/minimum cost of living has attracted attention for wage increase policy. National trade union centers and researchers measured them.

This paper compares four standard/minimum costs of living. Our findings are as follows. The difference in level is large to say the standard/minimum cost of living. Then, to enhance the effectiveness of measuring standard/minimum cost of living for the wage increase policy, the more research on the standard of living and wages being guaranteed to the workers is required.

1. 問題意識—デフレ経済における賃金水準の著しい低下—

デフレ脱却を喫緊の課題とする日本経済にとって、家計消費の拡大、内需拡大の鍵を握る賃金の引上げは不可欠の要件となっている。にもかかわらず賃金には未だ上昇の気配は見られない。

基本給である所定内給与（常用労働者）に着目すると、2000年の26万5062円以降、対前年比で2005年を除いて一貫して減少し、2012年には24万2824円にまで低下した。この変化を賃金指数（2010年=100）で見ると、所定内給与は同期間に106.7から99.2へと7.5ポイントも減少した（厚生労働省「毎月勤労統計調査」平成24年、調査産業計・事業所規模5人以上）。2010年以降の直近の動向をみても、所定内給与は依然として減少し続けている（対前年比 2010年-0.4%、'11年-0.5%、'12年-0.2%）。

他方、ボーナスを中心とする特別給与の減額も著しい。1997年の月平均8万3029円から2012年には5万2542円へと36.7%も減少した。現金給与総額に占める特別給与の割合も、一般労働者で見ると、同期間に23.0%から18.1%へと低下している（厚生労働省2013, p.230）。1990年代後半以降の成果主義賃金の普及のなかで業績連動性を高めたボーナスは、2000年代半ばの好況期にわずかに増加しただけで再び減少に転じている。

戦後の景気拡張過程における労働分配率の変化を分析した石水（2012）は、第14循環

(2002年～2007年期)では、景気拡張過程にもかかわらず賃金の削減が図られ、一人当たり雇用者報酬の低下によるマイナス要因の寄与によって、労働分配率の低下は極めて大きなものとなったこと (pp.75-76)、他方、戦後最長を誇った第14循環の景気拡張(平均実質経済成長率2.1%)は、輸出と設備投資に依存したものであり、消費支出の寄与率は著しく低い水準にあったことを指摘している (pp.84-87)。

こうした賃金の持続的な減少は、物価が下落するデフレ下にもかかわらず実質賃金の低下をもたらしている。現金給与総額の実質賃金指数(2010年=100)は、2002年の104.6から2012年には99.4へと5ポイント余りも低下した¹。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013b)によれば、図にみられるように、日本では90年代後半まで消費者物価の上昇ペースを上回って名目賃金が増えたため、実質賃金も伸びていたが、その後は物価下落を上回るペースで賃金が減り、実質賃金が低下している。一方、米国では消費者物価は上がり続けているが、賃金も連動して上昇してきたので実質賃金はおおむね増加している。このように持続的な賃金上昇がなければ健全なデフレ克服は実現しないと指摘している。

以上のような日本の平均賃金の下落が、正規労働者の賃金減少と合わせて、非製造業を中心とした非正規・低賃金労働者の急増によることは周知のところである。非正規雇用者比率は、1997年の24.7%からリーマンショックを経て、直近の2012年には38.2%へと増加した(総務省統計局「就業構造基本調査」)。1997年から2012年までの15年間に非製造業の賃金水準は16.9%の大幅減となったが、そのうち就業形態のウェイト変化分(正規から非正規へ)による引き下げ寄与度は11.5%に達していることが明らかにされている(三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013a))²。

非正規雇用によるワーキングプアの増大と我が国の高い貧困率が社会問題となるなかで、賃金水準の引上げは、デフレ脱却にとってのみならず、すべての労働者に再生産が可能な生活水準を確保する観点からも直面する課題となっている。これを背景に2000年代

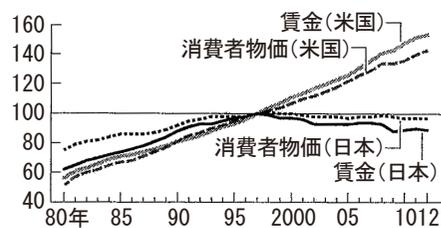


図 日米の賃金と消費者物価の水準

注) 1997年=100の指数、厚生労働省や総務省などの資料から作成
出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013b)

- 1 実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している(厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成24年分結果確報」統計表:時系列第6表 実質賃金指数)。
- 2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013a)は、賃金水準変化の要因を、①一般労働者分、②短時間労働者分、③就業形態のウェイト変化分(正規から非正規へ)の3つに分解して寄与度を検証した。製造業では、就業形態のウェイト変化分(正規から非正規へ)による引き下げ寄与度は、賃金変化率(2.5%上昇)のうち-0.9%に過ぎないが、非製造業(-16.9%)では-11.5%に達した。

以降、賃金水準引上げの一つの施策として注目され、労働組合や研究者によって実践されているのが「標準生計費」あるいは「最低生計費」の試算である³。

本稿では、近年のこうした実践に焦点を当て、その比較・検討を行う。これは、健康で文化的な生活を保障する賃金のあるべき水準の明確化と確保に向けての予備的考察である。

具体的な検討に入る前に、次節では賃金水準を決める要因についてみてみよう。

2. 賃金水準を決める要因

労働経済学によれば、賃金は労働者や企業と関わっていくつかの役割を担っている。第1は労働サービスの価格としての役割であり、賃金は労働需給を調整し、労働移動を誘引するシグナルである。第2は所得としての役割である。労働者にとって賃金・給与は生活を支える主たる収入源であり、賃金水準の変動は個別家計の消費水準を変化させ、ひいては経済全体の最終消費支出に影響を及ぼす。第3に賃金は企業にとって費用（コスト）や価格を決定する重要な要素であり、賃金の変動は企業の競争力を左右する。企業は賃金と生産性との関係を、賃金支払い能力をはかる重要な指標の一つとして重視している。第4に賃金は労働者のモチベーションに（動機づけ）に影響し、企業が何を評価するかにより社員の行動は大きく左右される。高賃金は、労働者の消費水準の上昇や教育投資の増加を通じて労働者から高い生産力を引き出すことができるといわれている（荒井 2013, pp.290-293, 樋口 2013）。

樋口（2013）は、労使によって賃金のどの側面が強く意識されるかは企業環境、経済環境で異なるが、「失われた20年」における春季労使交渉では、第3の「費用」としての面が強く意識されたと述べている。これとは異なって、本稿が着目する賃金の役割は、第2の労働者の生活を支える「所得としての賃金」の側面である。これはひいては賃金の第4の役割にも影響を及ぼすものと言えよう。

それでは、肝心の賃金水準はどのようにして決まるのであろうか。生計費統計研究会（2012, pp.12-13）は、「賃金制度・賃金水準を決める4要因」として「付加価値（支払い能力）」、「労働力需給（市場価格）」、「生計費」、「労使交渉」を挙げている。このうち「付加価値（支払い能力）」と「労使交渉」を社内要因、「労働力需給（市場価格）」と「生計

3 我が国における理論生計費としての標準生計費／最低生計費の算定は戦前に遡る長い歴史がある。戦後に限っても、敗戦直後から「生活扶助基準」や「課税最低限の基準」として最低生計費の算定が行われ、他方、賃金の決定や賃金水準の上昇を目的に、人事院標準生計費の算定や総評理論生計費の算定等が行われてきた。1970年代前半に至る標準生計費／最低生計費の算定の詳細については宮崎礼子（1981）を参照されたい。また1981年には家政学（家庭経営学）・生活科学の研究成果に基づいて「標準的労働者世帯の標準的な労働力再生産費」を算定した『標準生活費の算定』が刊行されている（日本家政学会家庭経営学部会関東地区標準生活費研究会 1981）。筆者も執筆者の一人である。しかし、本稿での関心は、現在のデフレ下で賃金水準引上げと関わる2000年以降の標準生計費／最低生計費の算定にある。「標準生計費」、「最低生計費」の定義については具体的な試算を検討する際に言及する。

費」を社外要因と呼び、次のように説明する。

①付加価値

企業はその活動によって継続的に「付加価値」を創造し、投資家・経営者・従業員そして社会にその利益を分配する組織である。このうち従業員（労働者）に対する分配が賃金である。その意味で付加価値は「賃金支払い能力」の源泉であり、付加価値の利益配分としての賃金の水準は、「労働分配率」や「一人当たり付加価値」等による分析が求められる。

②労働力需給（市場価格）

賃金は、労働力に対する需給によって決まる「市場価格」という側面を持つ。一般には、「不況で労働力の需要が低いときは賃金水準が下がり、逆に好況で労働力の需要が高いときは賃金水準が上がる」と言える。

③生計費

賃金は、支払いを受ける従業員の側からみると、生計を維持するための所得である。したがって、特に、賃金水準が低い層で、その水準が生計費に対してどの程度の水準にあるかは検討する必要がある。

④労使交渉

社外要因の労使交渉については、個別企業による賃金水準の検証という点では数値分析になじみにくいことを指摘している。

川野廣（1978）は著書『生活保障賃金—その考え方と決め方—』において、賃金水準決定の主要な要素として、「賃金の世間相場」、「企業の賃金支払い能力」、「労働者の生計費」の3つをあげている。表現に違いはあれ、川野の3要因は、前掲の①～③に相当している。川野は、賃金は労働者の唯一または主要な所得であり、労働者の生活を保障するものでなければならないので、その決定に際しては、生計費への配慮は重要であると強調する。そして、「生活保障は、④最低生活の保障、⑤生活水準の維持、⑥生活水準の均衡といった三つの観点から検討することが必要である」（p.34）と述べている。

一方、労働組合サイドから「日本の賃金—歴史と展望—」を論じた連合総合生活開発研究所（2012）は、「第1部 第4章 賃金はどうのようにして決まるのか」（pp.52-68）において、「賃金を決定する仕組」として、「団体交渉」、「初任給決定」、「法定最低賃金」をあげている。さらに、「賃金決定を行う労使交渉において、労使が主張の根拠として選ぶものを賃金決定の基準という」（p.63）と述べて、「賃金決定基準」に、「賃金比較（賃金の社会性）」、「生計費（物価）」⁴、「労働者家計（生活水準）」、「生産性」、「支払い能力」、「経

4 ここで用いられている「生計費」の意味は、括弧内に「(物価)」と補足されているように、賃金水準の決定には消費者物価の上昇を考慮する必要があること、消費者物価指数は一定の消費パターンを前提としているため、このパターンと異なる家族構成の家計には、そのままでは通用しないことに注意を喚起する内容となっている。

済的環境」を列举している。

以上、「賃金水準を決める要因」という観点から、三つの見解を見てきたが、賃金（水準）の決定が「団体交渉」（労使交渉）に依るという前提に立つ連合総合生活開発研究所（2012）と前二者では視点の相違がみられるが、それはここでの問題ではない。いずれにおいても、「労働者の生計費」（労働者家計（生活水準））が賃金水準を決める際に欠くことのできない要因として位置づけられていることは確認できる。

そして現実には、樋口（2013）が賃金の役割について言及したのと同様に、その時々企業の企業や労働者（労働組合）を取り巻く経済環境や雇用環境のなかで、①～④の4要因が複雑に絡み合いながら賃金水準が決定されていくと言えるが、以上から明らかなことは、「賃金水準の妥当性」は、少なくとも、A. 利益配分という視点からみた妥当性、B. 「生計費」という視点からみた妥当性、C. 消費者物価の変動と関わる実質賃金という視点からみた妥当性が検証されることが必要であろう。

労働運動総合研究所（2012）による『デフレ不況脱却の賃金政策』は、「日本の労働者の賃金を長期にわたる抑制傾向から反転させていくには、どうしたらよいか」（p.115）と問い、「労働者の視点で賃金をとらえ返すには、賃金要求の基本、わけても『生計費原則』『均等待遇原則』『労使対等決定原則』の強調が必要である」（p.118）と述べている。そして再確認されるべき「生計費原則」の内容には、「①誰もが最低生計費（健康で文化的な最低限度の生活）を上回る賃金水準＝『生活保障賃金』を保障されるよう、法制度を整備し、労使の努力を義務化すること。②法律に基づく最低賃金では少なくとも生活保障賃金水準は、単身世帯の最低生計費を保障するものを基本とすること。③ただし、それにとどまらず、世帯形成期の労働者には『親一人と子ども一人世帯の最低生計費』を保障する賃金が保障されること」（p.121）を掲げている。ここでの要点は、賃金水準を決める要因としての「生計費」には「確保されるべき水準」があるということである。賃金のこの水準が確保できない労働者が増大していることが今日の賃金＝生活問題の焦点である。

次節以降では、労働者の生活保障という観点から賃金水準の維持・引上げと関わる4つの機関／グループによる「標準／最低生計費」の算定を取りあげ、賃金要求水準としての妥当性と政策的効果を検討する。

3. 人事院「標準生計費」—国家公務員の給与水準改定の基礎

まず、国家公務員の給与水準改定の基礎となり、公務員以外にも事業所等が賃金を決める際に参考にすることも多い人事院「標準生計費」について取り上げる。周知のように、人事院「標準生計費」は、国家公務員の給与勧告の資料として、「国民一般の標準的な生活の水準を求めるため」に算出され、全国都道府県庁所在地別の「標準生計費」も、これに準じて、地方公務員の給与勧告の資料として算出されている。その意味で、人事院「標準生計費」は、賃金水準を決める基礎資料としての理論生計費の代表的なものと言える。

以下、その世帯モデルや算定方法・結果について述べる⁵。

【世帯モデル】毎年4月時点の「単身（1人）世帯」から「5人世帯」までの標準生計費が公表されている。「2人世帯」は夫婦世帯で“夫だけが就業しているもの”に限定し、3人以上の世帯については、それに子供を1人ずつ加えた世帯（子供は就業していない）を「標準世帯」として設定している。つまり、2人以上の世帯はいずれも“夫のみ就業”の世帯である。

【定義と算定方法】人事院の「標準生計費」では、国民一般の「最もありふれた」生活を「標準的」な生活とみなし、算定には実態生計費の「並数⁶」が用いられている。

「1人世帯」については「全国消費実態調査」（総務省統計局）の「勤労単身世帯の18～24歳」の費目別平均支出金額に、消費者物価、消費水準の変動分を加えて算定され、一方、「2～5人世帯」の標準生計費は、当年4月の「家計調査」（総務省統計局）の費目別平均支出金額（日数を365÷12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、世帯人員別生計費換算乗数⁷を乗じて算定されている。

【算定結果】表1は、2012年4月の全国平均の世帯人員別「標準生計費」を示している。「1人世帯」で11万7540円、夫婦と子供1人の「3人世帯」で20万1950円である。これを「家計調査」（2011年、全国勤労者世帯）の「3人世帯」の年平均1ヶ月の消費支出額と比較すると、「標準生計費」は平均値（29万2398円、有業人員1.63人）より9万円以上低い。この理由として、人事院の「標準生計費」では、①夏・冬の賞与と支給時の支出を含まない4月の支出をベースとしている、②有業人員1人の「標準世帯」の数値である、③各世帯の「並数（最も多くみられる）値」をベースとしていることが指摘され、企業が賃金の水準を検討する際には、使いやすい資料であることが指摘されている。

【標準生計費から賃金額への負担費修正】人事院の「標準生計費」の内容は消費支出部分のみである。家計は、この他に税金や社会保険料（非消費支出）を負担し、通常、賃金はこれら租税公課負担を含んだ「税込み」で表示される。したがって「標準生計費」を用いて賃金額を算出する際には、非消費支出分を推計加算した実支出の数値を出す必要がある。これは標準生計費の「負担費修正」と呼ばれている。

5 以下の記述は、生計費統計研究会（2012）14-18頁、38-39頁に依っている。

6 「並数」とは、“最も度数の多い、最もありふれた数値”を指し、分布図で言えば、度数が最も集中している“山の頂上”に相当する数値である。人事院の「標準生計費」の算定では、「平均」ではなく、「並数」が用いられ、その理由は、「平均」は極端な数値に影響される度合いが強いが、「並数」は極端な数値に影響されることが全くないことが考慮されているためと説明されている（生計費統計研究会 2012 p.38）。

7 「世帯人員別生計費換算乗数」とは、前年1～12月の「家計調査」の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみ、または夫婦とその子供で構成される「標準世帯」について、世帯人員別に並数階層の費目別平均支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して求めたものである。

この修正には、非消費支出の消費支出に対する割合（非消費支出÷消費支出×100）が用いられ、2011年の勤労者世帯の全国平均ではこの割合は29%となり、これが目安として採用されている。すなわち、人事院の「標準生計費」に1.290を乗じた数値が、非消費支出を含んだ負担費修正値＝賃金額となる。表1の②が、「標準生計費」をベースとして算出された世帯ごとの標準的な賃金額である。

以上から明らかなように、国家公務員の給与水準勧告のベースとなる人事院「標準生計費」は、理論生計費といっても、算出のベースは、実態生計費である「家計調査」の「並数」階層を基準としていることである。すなわち実態として「最も多くみられる世帯」の生活水準を「標準的」とみなしていることである。その実質が、健康で文化的な生活水準であるか否かの検証は全く行われていない。

表1 人事院の「標準生計費」と負担費修正値（2012年4月・全国）

(単位：円)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
①標準生計費 (有業人員)	117,540 (1人)	175,850 (1人)	201,950 (1人)	228,050 (1人)	254,160 (1人)
②負担費修正値 (①×1.290)	151,627	226,847	260,516	294,185	327,866
「家計調査」 全国勤労者世帯消費支出 2011年平均月額(有業人員)	- (-)	284,216 (1.40人)	292,398 (1.63人)	324,404 (1.73人)	340,929 (1.85人)

注) 1人世帯の標準生計費は、「全国消費実態調査」(総務省統計局)をベースとしているため、「家計調査」の数値は掲載していない。

出所) 生計費統計研究会(2012)の図表1-4(p.15)および図表1-8(p.18)から作成。

4. 労働組合による「最低生計費」の算定

労働者が継続して就労するために日々の労働力再生産を可能とする賃金を確保することは、労働組合の第一義的な課題である。ナショナルセンターである日本労働組合総連合会(以下、連合と省略)は、2003年からさいたま市においてマーケットバスケット方式による「最低生計費」の算定を、他方、同じくナショナルセンターの全国労働組合総連合(以下、全労連と省略)も労働運動総合研究所(以下、労働総研と省略)と連携して2008年から全国8地域における「最低生計費」試算を発表している。以下、それらについて順次検討する。

1) 連合「最低生計費」とリビングウェイジ

連合は、90年代以降の長期不況のなかで市場競争が激化し、賃金の企業規模間格差の拡大や低賃金労働者が急増する社会状況を踏まえ、2002年に労働条件局傘下に本部並びに産別メンバーから成る「賃金ミニマム指標プロジェクト」を発足させた。そして、翌2003年には大都市労働者の「最低生計費」の試算を発表している。算定の拠点となる地域はさいたま市である。

『賃金ミニマム指標プロジェクト報告書』（連合・労働条件局 2003）はそのはしがきで、「生計費と賃金要求を直結させることは難しいが、生計費は賃金決定の重要な要素の一つである」との基本スタンスに立ち、生計費指標の明確化のために最低生計費を実際に試算し、労働者の最低生活の必要条件について検討すると述べている。以下、その特徴についてみてみよう。

【世帯モデル】世帯モデルは、表2に示したように「単身世帯」と2人～4人世帯である。人事院「標準生計費」とは異なって、「単身世帯」は男性と特定されていること、2人世帯で「父+子1人（男子小学生）」と、3人世帯で「父+子2人（女子中学生・男子小学生）」という一人親と子から成る世帯を設定している点に特徴がある⁸。夫婦のみあるいは夫婦と子から成る「2人世帯」、「3人世帯」、「4人世帯」については、夫のみ就業の片働きなのか、夫婦共働きなのかについては記述されていない。

【定義と算定方法】連合「最低生計費」は、次の3条件を満たす必要があることが明記されている。「①健康で文化的な最低限度の生活ができる。②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる。③最低限度の社会的体裁が保持できる」ことである。すなわち、「最低生計費」は、それぞれの条件における「最低限度」の水準を保障するものであり、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式で算出したものである（連合・労働条件局 2003, p.7）。連合・労働条件局（2003）には、食料費⁹以外の9大支出費目について消費財とサービスの品目・消費量・価格が掲載され、世帯類型ごとに品目別必要経費が明示されている。価格調査はさいたま市内のスーパーマーケット、量販店等で行われている。

【最低生計費からリビングウェイジへ】連合「最低生計費」は、2003年の算定をベースにその後5年ごとに改定されている。最新版は、2013年9月26日の連合第25回中央執行委員会で承認された「2013年連合リビングウェイジ（さいたま市）」である（表2）。連合「リビングウェイジ」は、「最低生計費」の年額（月額×12か月＝年間必要生計費）を必要な収入とみなした場合に、それに課される「税・社会保険料」の年額を加算した「税・社会保険料込み年収」を指している¹⁰。

8 これらの世帯が、「母+子」ではなく、なぜ「父+子」であるのかについては説明はない。

9 食料費は、厚生省「第六次改定 日本人の栄養所要量」、女子栄養大学出版社「2002年版五訂食品成分表」に基づき試算し、成人女子の1日の食費600円を基準に世帯構成に対応する朝昼夕の三食を試算している。詳細は、連合・労働条件局（2003, pp.9-10）を参照されたい。

10 連合「最低生計費」が初めて算定された2003年の「総括表」では、別枠で「参考：税・社会保険料込みの年収試算」が掲載されている。その「税・社会保険料込み年収」は、年間必要生計費に片働きの場合に負担する税・社会保険料を加えた概算であるとの注記が付されている。最初の改定である2008年の「総括表」のタイトルは「連合最低生計費」のみであるが、最下段に、「リビングウェイジ（月額）」として、「税・社会保険料込み年収」を12カ月で除した額が掲載されている。

すなわち、人事院「標準生計費」で述べた「負担費修正」を「最低生計費」に加えたものである。連合第25回中央執行委員会（2013）は、「連合リビングウェイジは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものである」と述べている。賃金水準の引上げを課題とする労働組合としては、税・社会保険料込みの「リビングウェイジ」を掲げることが理に適っていることは明らかである。

【算定結果】本稿では最新の「2013年連合リビングウェイジ（さいたま市）」に注目する。「2013年最低生計費」の算出に当たっては、「2008年最低生計費」のいくつかの費目に改定を加えているがその詳細は明らかでない¹¹。しかし、「2008年最低生計費」も「2013年最低生計費」も、2003年のマーケットバスケット方式による物量をベースとしていることは確かである。

表2をみると、「単身世帯（男性）」の最低生計費（月額）は12万5710円で、最低限の生活に必要なリビングウェイジは15万3000円となる。一人親（男性）に小学生の男児1人が加わると最低生計費は36%上昇して17万1326円となっている。同じ2人世帯でも、「夫婦2人世帯」の最低生計費の方が8000円ほど高いのに対して、3人世帯では、「父+子2人（中学生女、小学生男）」の最低生活費（22万369円）が「夫婦+子1人（小学生男）」よりも4000円余り高くなっているのは興味深い。さらに、リビングウェイジは「夫婦+子2人」の4人世帯になって初めて30万円を超えている点にも注目しておきたい。

第25回中央執行委員会（2013）は、さいたま市の単身者の最低生計費を「埼玉＝153,000円」として、これを都道府県別民間借家世帯の消費者物価指数を用いて換算し、「2013年都道

表2 2013年連合リビングウェイジ（さいたま市）総括表

（単位：円）

世帯構成	単身	2人世帯		3人世帯		4人世帯	
	男	父+子1人	夫婦	父+子2人	夫婦+子1人	夫婦+子2人	
		小(男)		中(女) 小(男)	小(男)	小(男) 小(男)	高(男) 中(女)
住居	賃貸1K	賃貸1DK	賃貸1DK	賃貸2DK	賃貸2DK	賃貸3DK	賃貸3DK
月間必要生計費 総計	125,710	171,326	179,318	220,369	216,276	259,562	292,696
年間必要生計費	1,508,522	2,055,918	2,151,821	2,644,431	2,595,309	3,114,749	3,512,357
税・社会保険込み年収	1,832,724	2,508,012	2,598,732	3,214,068	3,142,500	3,771,468	4,271,592
リビングウェイジ(月額)	153,000	209,000	217,000	268,000	262,000	314,000	356,000

注1) 「月間必要生計費総計」は消費支出合計（自動車は保有していない）に保険料を加算した額。

2) 「リビングウェイジ（月額）」は、「2008年連合最低生計費・総括表」に準じて「税・社会保険込み年収」を12ヵ月で除して、100円単位を四捨五入した額。

出所) 連合労働条件・中小労働対策局から入手した「2013年連合リビングウェイジ（さいたま市）総括表」から作成。「リビングウェイジ（月額）」は前掲注2)の方法で算出して加えた。

11 連合第25回中央執行委員会（2013）によれば、「2013年連合リビングウェイジ（さいたま市）」についての詳細報告書は、2013年12月をめぐりに作成が予定されている。

府県別リビングウェイジ〔単身者の最低生計費をクリアする賃金水準〕¹²を発表している。連合「2013春季生活闘争方針」は、単組による地域ごとの非正規労働者の時給引き上げの取り組みにおいて中期的に「県別リビングウェイジ」を上回る水準を目指すことを掲げている。

2) 全労連・労働総研「最低生計費」と最低賃金要求額

全労連と労働総研による「最低生計費」は、2008年発表の「首都圏（さいたま市）若年単身労働者世帯の最低生計費」を皮切りに、労働総研と全労連傘下の地域労働組合の連携によってすでに8都市¹³における試算が公表されている。金澤（2012, pp.6-7）は、その目的を、今日、低所得層がますます増加するなかで、国民生活の崩壊を食い止め、国民の連帯と安寧を図るためには、その防波堤・抵抗線としての「最低生計費」の算定が必要であり、それは、引き下げへの見直しが進められてきた既存の生活保護基準に代わる新しい要求目標であると述べている。以下、その特徴についてみる。

【世帯モデル】算定の世帯モデルは、首都圏（さいたま市）の最低生計費試算では、「若年（25歳男性）単身世帯」の他に30代、40代、50代、70代にわたる「夫婦のみ世帯」あるいは「夫婦と未婚の子」から成る世帯、一人親世帯、高齢単身（女性）世帯等、9世帯類型と多岐にわたっている。表3には50代までの5つの世帯類型を掲載したが、注目したいのは、「30代母と9歳女子」の母子世帯が含まれていることである。連合の世帯モデルとの違いは、いずれにおいても世帯構成員の年齢が特定されていることである。

【定義と算定方法】全労連・労働総研が意図する「最低生計費」は、憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」に対応する「生活の質」を達成できる最低限度の生計費である。そこには「健康・生命を維持するための『生活の質』」および「社会・文化的な『生活の質』」の確保が含まれる。また、「最低生計費」は、一定の幅がある最低基準（minimum standard）と考えられ、個々人の多様性や置かれた社会状況の違いに対応する「予備費（貯蓄・予備費）」が設けられ、さらに、個々人の価値や目的、人生設計を選択する自由の幅として「自由裁量費（こづかい）」が計上されている（金澤 2012, pp.16-19）。

算定の方法は、マーケットバスケット方式である。今日の労働者世帯の生活様式、慣習、社会活動を把握するために、地域ごとに「持ち物財調査」、「生活実態調査」、「価格調

12 都道府県別のリビングウェイジを「賃金構造基本統計調査2012年」の所定内実労働時間全国平均値165時間で除して「時間額」を算出している。

13 全労連「2013年春闘方針付属資料：すべての労働者に保障されるべき最低生計費の水準について」には、岩手県北上市、福島県会津若松市、首都圏さいたま市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、広島県広島市、長崎県大村市、徳島県徳島市の「25歳単身男性の最低生計費試算結果」が掲載されている（<http://www.zenroren.gr.jp/jp/shuntohoshin2013/shuntohoshin2013.html> 2013/10/1）。また、これら一連の「最低生計費」試算の監修責任者である金澤誠一氏（佛教大学教授）による金澤（2012）には、25歳単身男性のみならず、5都市における世帯類型別の「最低生計費」試算が資料として掲載されている。本稿では、試算の方法等の詳細は金澤（2012）に依っている。

査」を実施し、算定の基礎資料としているところに特徴がある（3つの調査を総称して「最低生計費調査」と呼称）。「持ち物財調査」では、20項目417品目について保有の有無と保有数量を記入してもらい、この結果に基づいて原則、保有率70%以上のものを「人前に出て恥をかかないでいられる」ための最低限必要な「基本財」と考え、費目ごとに積み上げて算定している¹⁴。

【算定結果】表3の試算結果を見ると、同じく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する「最低生計費」と言っても、「消費支出」額は、連合「最低生計費」の類似世帯の「月間必要生計費」よりも高い。居住地域はどちらもさいたま市である。

既述のように連合「最低生計費」では世帯人員の年齢は明記されていないが、「単身男性」では、連合（125,710円）に対して全労連試算（174,406円）はおよそ1.4倍近い。同様に「夫婦のみ世帯」と「夫婦＋小学生1人世帯」で1.5倍前後、「夫婦＋小学生相当の子2人世帯」ではその差はさらに開いている。一人親世帯に着目すると、父子世帯（連合）と母子世帯（全労連）の違いはあるが、「片親＋子1人」で、前者の17万1326円に対して後者は27万2044円と月額10万円の差がみられる。

その結果、「最低限度の生活」に要する賃金水準（税込み月額＝リビングウェッジ）も両者では相当の開きが見られることである。

表3 全労連首都圏（さいたま市）最低生計費

（2008年試算 単位：円）

世帯類型	若年 単身世帯	30代夫婦 のみ世帯	30代夫婦と 未婚子1人世帯	30代母親と 未婚子1人世帯	40代夫婦と 未婚子2人世帯	50代夫婦と 未婚子2人世帯
	25歳男性	33歳男性 30歳女性	35歳男性 33歳女性 9歳女性	35歳女性 9歳女性	43歳男性 40歳女性 13歳男性 9歳女性	55歳男性 53歳女性 20歳男性 16歳女性
住居	賃貸アパート 1K 25㎡	賃貸アパート 2K 30㎡	賃貸アパート 2K 40㎡	賃貸アパート 2K 30㎡	賃貸アパート 3K 50㎡	賃貸アパート 3K 50㎡
消費支出	174,406	268,866	329,277	272,044	422,614	582,887
非消費支出	42,395	60,156	72,967	51,468	99,038	110,625
貯蓄・予備費	17,000	27,000	33,000	27,000	42,000	57,000
最低生計費月額(税抜き)	191,406	295,866	362,277	299,044	464,614	639,887
最低生計費月額(税込み)	233,801	356,022	435,244	350,512	563,652	750,512
最低生計費年額(税込み)	2,805,612	4,272,264	5,222,928	4,206,144	6,763,824	9,006,144

注) 自動車は保有していない。

出所) 金沢 (2012) 52-54頁掲載の「首都圏最低生計費一覧表 1」および「首都圏最低生計費一覧表 2」から作成

【世帯形成期・男女労働者の最低賃金要求額】「賃金・所得政策の柱は『生計費原則』です」と謳う全労連 (2013) は、「全労働者を対象とした賃金要求において参照すべき2つの最低生計費水準」を提示する。一つは「どこでもだれでも、最低限保障されるべき最低

14 「最低生計費」の算定方法については金澤 (2012) 第IV章に詳しい。

生計費水準」(若年単身世帯・男性25歳モデル)であり、賃金要求額は年額280万円、月額換算23万円である。二つ目の「世帯形成期以降の男女労働者に保障されるべき最低生計費水準」は、「親1人が子ども1人を扶養しながら働くことができる最低生計費水準」であり、これに対応する賃金要求水準は前掲の母子世帯の年収420万円、月額換算35万円を掲げている。

5. MIS法を用いた「最低生活費」試算

最後に取り上げるのは、MIS (Minimum Income Standard) 法を用いて研究者らが算定した東京都三鷹市の「最低生活費」である。岩永・岩田 (2012, p.58) は、「MIS法は、イギリス最低生活費研究の一つの到達点として、…各国から注目を集め…、その特徴は、ラウントリーのマーケットバスケットによる理論生活費の改良と、市民参加による合意アプローチを合体したところにある」。「MISは直訳すれば、最低所得基準であるが、意味するところは所得基準としての最低必要生活(費)の水準である」と述べている¹⁵。

算定はマーケットバスケット方式であるが、既存の方式と異なるのは、「市民グループによる複数回のディスカッションで、最低生活の定義が行われ、事例が決められ、事例に沿った財やサービスの選択が行われること」(岩田・岩永 2012, p.66) であり、その算定手法は「社会的合意形成方式」(前掲 p.66の表1) と呼ばれている。

【目的と算定モデル】岩田・岩永らの研究チームは、2010～2011年に三鷹市を設定地域にMIS法を用いて一般市民(三鷹市在住)の参加の下に「単身男性」、「単身女性」及び子どもの「最低生活(誰にでも最低必要な基礎的生活)費」を試算した¹⁶。この実践の目的は、MIS法の日本への適用の可能性を探ることにあつたが、一般市民グループでの合意をベースに研究チームは、「最低生活」の定義を次のように導き出している。すなわち「現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活は、衛生的、健康的であり、安心して暮らせる生活を指す。そこには、衣食住のほか、必要な情報、人間関係、娯楽、適切な働き方、教育、将来への見通しなどを手に入れられる環境が整っていることが必要である」(重川・山田 2012, p.73)。

15 卯月 (2012) は、MISとは、「全ての人に最低生活水準を実現することを目的とするとき、誰ひとりの収入も下回ってはならない水準のことである」と述べている。重川・山田 (2012, p.84) によれば、「イギリス版MISによる定義」は、「現代のイギリスにおける最低生活水準には、衣食住以上のものが含まれる。それは社会参加に不可欠な機会と選択肢を手に入れるために必要なものをもっていることである」。岩田・岩永 (2012, pp.12-13) は、「イギリスのMIS策定チームは、MISが貧困基準であるという見解をとっていない」、MISは、「一本の貧困線というよりは、年齢、性別の異なった個人の組み合わせとしての、世帯類型ごとの生活費を導き出すことに、強調点がおかれている」と述べている。

16 この詳細については重川・山田 (2012) を参照されたい。

「最低生活費」の算定モデルは、「単身世帯男性」と「単身世帯女性」、それに子ども（5歳幼稚園児、小学5年男子・女子、中学3年男子・女子—住居・食料費以外の月額）である。単身男女のモデルは稼働年齢層であるが、就業していることを前提とした設定にはなっていない¹⁷。

【算定結果—MISの日英比較と最低賃金との距離】MIS法による三鷹市の単身男女の最低生活費の月額は、単身男性19万3810円、単身女性18万3235円である¹⁸。重川・山田（2012）は、この結果を、表4に示したように、政府統計の勤労者・単身男女世帯の消費支出額と比較している。消費支出合計では、全国消費実態調査データに対するMIS最低生活費の比率は、男性90%、女性87%、同じく家計調査データに対しては、男性99%、女性94%であった。対家計調査の男性を除きMIS最低生活費の方が6～10%程度低いが、一般市民の合意による「最低生活費」は実態生計費の平均額に近似したものとなっている。しかし住居費を除く支出合計で比較すると、格差は3割前後へと広がり、三鷹市での賃貸居住を前提とした住居費負担がMIS最低生活費を押し上げていることがわかる¹⁹。

卯月（2012）は、三鷹市の「最低生活費」を、同じくMIS法で算定された英国の2010年の算定結果と比較し、日英のMIS最低生活費を賄うのに必要な収入と、その収入を得るのに必要な賃金（時給）を求め、それぞれの法定最低賃金額と対比させている（表5）。比較対象は「稼働年齢の単身者1週あたりの最低生活費」（単身男女それぞれの最低生活費の平均値）である。日本で最低生活をまかなうのに必要な収入は、MIS最低生活費、社会保険料（国民年金保険料+国民健康保険料）、所得税、住民税を合計して求められる。

その結果、三鷹市の稼働年齢の単身者が1週あたりの最低生活費4万3388円を賄うのに必要な収入は5万1052円である²⁰。この収入を得るのに必要な賃金（時給）は、1週当たりの労働時間を37.5時間と仮定すると1361円になる。ところが、2010年の東京都の最低賃金は821円で、必要賃金よりも540円低く、その60%しか満たさない。必要賃金（時

表4 三鷹MISによる単身男女(稼働年齢)の最低生活費(月額)

(単位：円)

	三鷹MIS (2010～2011年)		全国消費実態調査 (2009年) 勤労者世帯 大都市圏・関東		家計調査 (2008～10年) 勤労者世帯 大都市	三鷹MIS 全国消費実態調査 (%)		三鷹MIS 家計調査 (%)	
	男性	女性	男性	女性	男女	男性	女性	男性	女性
消費支出合計	193,810	183,235	215,094	209,628	195,861	90	87	99	94
消費支出—住居	118,060	109,193	173,905	147,029	165,615	68	74	71	66

注)「家計調査(2008～10年)」の値は2008年、2009年、2010年各年の値の世帯数重み付き平均値である。

「家計調査(2008～10年)」および「全国消費実態調査(2009年)」は、いずれも総務省統計局調査データ。

出所)重川・山田(2012)76頁 表2から作成。

17 就業を前提としていないが、男性の交通費の算定では定期の所有が、女性では三鷹—新宿間の往復で1ヵ月20日程度の交通費が含まれている。

18 子どもの最低生活費(住居・食料費以外)は、5歳児4万1897円、小5男子3万3969円、同女子3万4201円、中3男子5万7464円、同女子5万7681円となった。

19 MIS最低生活費における住居費は、単身男性7万5750円、単身女性7万4042円である。

20 必要な収入額の算出の詳細については、卯月(2012, p.95)の注(7)を参照されたい。

給)と最低賃金(2010年)の距離は、英国(68%)よりも日本(三鷹)の方が大きいことを示している。逆に三鷹市の单身男女が、最低賃金で必要収入を確保するためには1週あたり62時間働かなければならず、東京都の最低賃金は最低生活を保障するのに十分な水準で設定されているとは言えないと指摘している²¹⁾。

表5 日英のMISに必要な収入(稼働年齢の单身者1週あたり)と賃金(時給):2010年

		日本(三鷹) ¥	英国 £
MIS		43,388	256.38
必要収入		51,052	318.07
必要賃金(時給)	c	1,361	8.48
最低賃金	d	821	5.80
最低賃金と必要賃金の差	d-c	-540	-2.68
最低賃金の必要賃金に対する比率(%)	d/c*100	60	68

(注) 各国のMISは、民間賃貸住宅の家賃を用いて算定したMIS最低生活費である。必要賃金は、1週あたりの労働時間を37.5時間と仮定して算定している。日本の最低賃金は東京都の最低賃金(2010年10月24日発効)である。英国の数値(MIS、必要収入、必要賃金)はHirsch[2011]より引用した。

出所) 卯月(2012)93頁

6. 「標準／最低生計費」算定の賃金水準引上げへの政策的効果

これまで4つの機関／グループが算定した賃金・所得の基準としての「標準／最低生計費」について検討してきた。表6は、それらが共有する3つの世帯類型を取り出したものである。「单身男性」はすべてに共通する世帯であり、標準／最低生計費算定の基礎となっていることがわかる。以下、表6から把握できる特徴を指摘する。

表6 世帯類型別にみた標準／最低生活費を充足する賃金水準

(単位:円、%)

	单身世帯		片親+子1人世帯		夫婦+子2人世帯		所定内給与による充足率 ¹⁾		
	標準／最低生計費	A賃金月額(税込み)	標準／最低生計費	B賃金月額(税込み)	標準／最低生計費	C賃金月額(税込み)	A	B	C
人事院「標準生計費」	117,540	151,627	*	*	228,050	294,185	160.1	*	82.5
連合「最低生計費」	125,710(男)	153,000(男)	171,326(父+小学)	209,000(父+小学)	259,562(小学2人)	314,000(小学2人)	158.7	116.2	77.3
全労連「最低生計費」	191,406(25歳男)	233,801(25歳男)	299,044(母+小学)	350,512(母+小学)	464,614(9・13歳)	563,652(9・13歳)	103.9	69.3	43.1
消費支出	174,406(25歳男)	*	272,044(母+小学)	*	422,614(9・13歳)	*	*	*	*
MIS最低生活費	193,810(男)	250,015(男) ²⁾	*	*	*	*	97.1	*	*

注1) 常用労働者の所定内給与24万2824円(厚生労働省「平成24年毎月勤労統計調査」)による充足率を算出。

2) 人事院「標準生計費」の負担費修正を適用し、MIS最低生活費に1.290を乗じた。

出所) 本稿の表1~4より作成。

21 卯月(2012, p.94)は、「英国では様々な類型の世帯のMIS最低生活費をもとに生活賃金(living wage—引用者補足)が算定され、雇用主に生活賃金を支払うように呼びかける運動も展開されており、成功事例もある」と述べ、英国におけるMIS最低生活費の算定が生活賃金要求と連動していることを示唆している。

第1は、「標準」あるいは「最低」という形容から、一般に「標準」生計費の水準は「最低」生計費よりも高いと思いがちだが、結果はいずれの世帯類型でも人事院「標準生計費」が最も低い。「単身世帯」については「MIS最低生活費」が人事院の1.65倍であり、7万6000円余りの違いがある。他方、「夫婦+子2人の世帯」では、全労連「最低生計費」が人事院「標準生計費」の2倍にのぼっている。これらの差は算定基準を実態生計費の「並数」に求めるか、マーケットバスケット方式で積み上げるかという算定手法の違いに大きく影響されているが、いずれにしても「最低」・「標準」という形容は、生計費水準およびそれに規定される賃金水準とは一概に結びつかないということである。

第2に、同じくマーケットバスケット方式で算定された「最低生計費/生活費」の間でも水準の差が大きい。「単身世帯」では、一般市民が「誰にでも最低必要な基礎的生活」を想定して算出した「MIS最低生活費」が連合「最低生計費（必要生計費）」の1.5倍を超えている。他方、「最低生計費」の理念として「健康で文化的な最低限度の生活」を共有する全労連との違いも相当に大きい。「最低生計費調査」に基づき、保有率70%以上のものを最低限必要な「基本財」と考える全労連「最低生計費」は、「単身世帯」で連合の1.5倍、「片親+小学生の子1人世帯」で1.7倍を超え、「夫婦+小学生の子2人世帯」では1.8倍近い水準にある。「最低生計費」の理念と算定手法を同じくしても生ずるこの差額は、賃金要求基準としての最低生計費算定にとっては難題であり、労働組合ナショナルセンターレベルにおいても「健康で文化的な生活」の「最低限度」についてコンセンサスが得られていないことを示している。

第3は、以上のような賃金・所得の要求基準としての「標準/最低生計費」にみられる差異はそのまま賃金要求基準に反映する。国家公務員の給与水準改定の基礎となる人事院「賃金月額（税込み）」は、「単身世帯」で同様に「負担費修正」を行ったMIS賃金月額よりも約10万円低い。連合と全労連・労働総研のリビングウエイジ（賃金月額税込み）には、「片親+子1人世帯」で約14万円、「夫婦+子2人世帯」で25万円近い差が生じている。デフレ下での賃金水準引上げ施策として労働組合はどちらを採用すべきか、「最低生計費」算定を絵に描いた餅に帰さないためには、悩ましい課題である。

第4に、表6では、リビングウエイジは、本稿冒頭で触れた今日、低下の一途を辿っている常用労働者の平均基本給（2012年 所定内給与24万2824円）で、どの程度充足可能なのかについてみた。充足率が100%を切っているのは、「単身世帯」ではMISの賃金月額のみであるが、母子世帯では充足率は約70%に落ち込み、「夫婦+子2人世帯」に至っては、人事院の負担費修正額の80%余りしか充足できない。

充足率は、世帯が「夫のみ就業」を想定するのか、「共働き」を想定するのかによって当然見方は異なってくる。雇用への男女共同参画と女性の労働市場での活躍が時代の課題であることに鑑みれば、世帯の想定は共働きが前提となろう。その時に、男女労働者間の賃金平等を達成する立場に立てば、一人親世帯においてはもちろん、夫婦で子ども2人を育てる世帯にとっても、男女労働者のそれぞれの賃金水準が理念としては、当然「親1人

が子ども1人を扶養しながら働くことができる最低生計費水準」に基づくリビングウェイジが賃金要求水準となるであろう。

本稿では、時間が許さず岩田・岩永ら研究者グループが注目したイギリスにおける「MIS法最低生活費」算定の実際とリビングウェイジ運動に触れることができなかった。これは今後の課題としたい。

日本における「標準／最低生計費」算定の実践が、賃金水準引上げの政策としてその効力を高めるためには、さらに一段の研究と実践が求められていると言えよう。

【引用・参考文献】

- 荒井勝彦 (2013) 『現代の労働経済学』 梓出版社
- 石水喜夫 (2012) 『現代日本の労働経済—分析・理論・政策—』 岩波書店
- 岩田正美・岩永理恵 (2012) 「ミニマム・インカム・スタンダード (MIS法) を用いた日本の最低生活費試算—他の手法による試算および生活保護基準との比較—」『社会政策学会誌 社会政策』第4巻第1号 pp.61-70
- 岩永理恵・岩田正美 (2012) 「小特集2に寄せて」『社会政策学会誌 社会政策』第4巻第1号 pp.58-60 (「小特集2」のタイトルは「イギリスのミニマム・インカム・スタンダード (MIS法) を用いた日本の最低生活費研究」である。)
- 卯月由佳 (2012) 「ミニマム・インカム・スタンダードの日英比較—MIS法による最低生活費とその含意—」『社会政策学会誌 社会政策』第4巻第1号 pp.85-96
- 金澤誠一 (2012) 『最低生計費調査とナショナルミニマム—健康で文化的な生活保障—』 (労働総研ブックレットNo.6) 本の泉社
- 川野廣 (1978) 『生活保障賃金—その考え方と決め方—』 労務行政研究所
- 厚生労働省 (2013) 『平成25年版労働経済白書』 新高速印刷
- 重川純子・山田篤裕 (2012) 「日本におけるミニマム・インカム・スタンダード (MIS法) の適用とその結果」『社会政策学会誌 社会政策』第4巻第1号 pp.71-84
- 生計費統計研究会 (2012) 「生計費統計の見方・使い方—個別賃金検討のための基礎データとして—」 労務行政研究所編 『2013年版賃金決定のための物価と生計費資料』 労務行政 pp.12-99
- 全労連 (2013) 「2013年春闘方針付属資料：すべての労働者に保障されるべき最低生計費の水準について」 <http://www.zenroren.gr.jp/jp/shuntohoshin2013/shuntohoshin2013.html> (2013/10/1)
- 日本家政学会家庭経営学部会関東地区標準生活費研究会 (1981) 『標準生活費の算定』 有斐閣
- 樋口美雄 (2013) 「経済教室 賃上げ実現の条件 ① 技能向上、評価の仕組みを」『日本経済新聞』 2013年3月29日朝刊
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2013a) 「賃金は上がるのか②」『日本経済新聞』 2013年9月4日朝刊
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2013b) 「賃金は上がるのか⑤」『日本経済新聞』 2013年9月

10日朝刊

宮崎礼子 (1981) 「標準生活費算定のあしどりとわれわれの標準生活費の考え方」日本家政学会家庭経営学部会関東地区標準生活費研究会 pp.19-44

連合総合生活開発研究所 (2012) 『日本の賃金—歴史と展望— 調査報告書』連合総合生活開発研究所

連合第25回中央執行委員会 (2013) 「『連合リビングウェイジ』の見直しについて 2013.9.26」(本資料は、連合労働条件・中小労働対策局から直接入手した。)

連合・労働条件局 (2003) 『賃金ミニマム指標プロジェクト報告書』連合・労働条件局作成

労働運動総合研究所編 (小越洋之助監修) (2012) 『デフレ不況脱却の賃金政策』新日本出版社

(もり ますみ 生活機構研究科教授 女性文化研究所所員)